

令和8年度「ご縁も、美肌も、しまねから。」観光プロモーション業務 提案競技実施要領

令和8年6月17日

1. 目的

島根県では、これまで神々の息吹や神聖な空気の中で息づく歴史・文化、自然、伝統芸能を「ご縁」、肌に優しい気象環境の中で堪能できる良質な温泉や地元ならではの食を「美肌」として、「ご縁も、美肌も、しまねから。」をキャッチフレーズに年間を通じたPRを行っている。

今年度は、「ご縁」と「美肌」の観光コンテンツを組み合わせ、冬にこそ訪れたい旅行先として島根の魅力を発信し、冬季閑散期の観光誘客や観光消費額拡大に繋がる観光プロモーションを企画・実施する。このことについて、当要領により提案競技を実施し、業務の委託候補者を選定する。

2. 業務概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 業務名 | 令和8年度「ご縁も、美肌も、しまねから。」観光プロモーション業務 |
| (2) 業務内容 | 別添「令和8年度「ご縁も、美肌も、しまねから。」観光プロモーション業務提案競技仕様書」6のとおり |
| (3) 業務期間 | 契約締結日から令和9年3月31日まで |
| (4) 委託料上限額 | 18,000千円（消費税及び地方消費税を含む） |

3. 応募資格

この企画の提案に参加できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）若しくは単独の法人であること。
- (2) 参加する単独の法人若しくはコンソーシアムの構成員が、類似する業務の実績を有し、当該事業を的確に遂行する能力を有すること。
- (3) コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次の各号を満たすこと。
 - (ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (ウ) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (エ) 直近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - (オ) 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
 - (カ) 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における直近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
 - (キ) 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、単独の法人として参加するなど、重複参加していないこと。
- (4) 島根県の「建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」又は「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく入札参加指名停止措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立てまたは、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。

4. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加者から事前に参加表明書を徴取して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及びヒアリングへの出

席を要請する。

(1) 募集期間	令和8年6月17日(水)～6月24日(水) 17時 ※参加表明書、誓約書、企画提案質問書、企画提案書の様式は、県観光振興課のホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問い合わせ先で配付する。
(2) 企画提案の参加表明書の提出	企画提案に参加する者は、参加表明書(様式1)及び添付資料、提案公募参加資格の遵守に関する誓約書(様式2)を令和8年6月24日(水)17時までに、持参または郵送により1部提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9時から17時(土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。
(3) 参加資格通知発送予定日	令和8年6月30日(火)
(4) 質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず企画提案質問書(様式3)にて、令和8年6月24日(水)17時までに持参またはメールにより提出すること。
(5) 質疑の回答予定日	令和8年6月30日(火)
(6) 質疑の回答方法	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案の参加資格があると通知した者に対して、各参加者の質疑をとりまとめてすべて同じものを回答する。 ・参加表明書に記載された連絡担当者に対してメールにより送信するので、必ずメールアドレスを記載すること。 ・メールアドレスの誤記載及び各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しない。
(7) 企画提案書提出期限	令和8年7月8日(水) 17時
(8) 審査会への参加通知	<u>提案が多数の場合は、審査会に先立ち書面による事前審査を行うこととする。</u> 審査会の対象となった者には、令和8年7月22日(水)までに、審査会への参加を通知する。
(9) 提案者プレゼンテーション及び審査会予定日	令和8年7月31日(金) 予定 ※場所等詳細については、参加資格通知者に別途通知する。 ※提案者ごとに、企画提案書による説明の後に、審査委員からの質問時間を設定する。 ※プレゼンテーションは、原則、提出済みの企画提案書のみで行うこと。 ※状況に応じ、審査日は変更となる場合がある。
(10) 委託候補者の決定	令和8年8月上旬を予定
(11) 提出先及び問い合わせ先	島根県商工労働部観光振興課 観光宣伝係 担当：野津、松本 〒690-8501 松江市殿町1番地(島根県庁本館2階) TEL：0852-22-6908 FAX：0852-22-5580 E-mail：kankou@pref.shimane.lg.jp

5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1) 作成方法	<ul style="list-style-type: none"> ・提案競技仕様書の記載内容に留意の上、企画提案書（様式4）により作成する。 ※様式4の内容が盛り込まれていれば、独自様式による提出も可とする。 ・用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じを原則とする。 ※図表等は必要に応じA3判の折り込みも可とする。
(2) 提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・7部提出すること。 ・令和8年7月8日（水）17時までに持参又は郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9時から17時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。
(3) その他の書類	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書（押印不要）を企画提案書（7部）の末尾にそれぞれ綴り込むこと。 ・見積書の宛名は「島根県知事 丸山達也」とし、貴社代表者の職・氏名を記載すること。
(4) 企画提案等に係る留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの ②作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの ⑤虚偽の内容が記載されているもの ・企画提案に係る経費は、単独の法人による参加はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して、1提案あたり10,000円（消費税等含む）を支給する。ただし、受託者及び資格審査により参加資格のないとしたものに対しては支給しない。企画提案にかかる経費は、受託者が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座へ振り込む。 ・複数の企画提案は認めない。 ・提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。 ・企画提案の採否は、文書により通知する。 ・採用した提案は、内容の一部を変更する場合がある。 ・本要領に基づき提出された書類は返還しない。

6. 審査方法等

(1) 審査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・提案が多数の場合は、書面による事前審査会を行うこととする。 ・審査会において、次項の審査内容に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者（1者を予定）を本業務の委託候補者として選定する。 ・審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。
(2) 審査内容	<p>①効果的な企画・手法の提案【配点20点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メインターゲットに訴求し、島根への来訪や宿泊意欲の喚起に繋がる効果的な提案がなされているか。 <p>②島根の魅力のPR【配点20点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ご縁も、美肌も、しまねから。」をコンセプトとし、メインターゲットに島根県を印象づけるPR手法が提案されているか。 ・島根県の「歴史文化」や泉質豊富な「温泉」、地域の特色ある「食」の魅力をもPRする手法が提案されているか。

	<p>③メディアへの効果的な配信【配点 20 点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県の観光情報を効果的に配信するPR手法が提案されているか。 <p>④独自性【配点 10 点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的を達成するための独自の発想に基づく企画が提案されているか。 <p>⑤業務遂行能力【配点 15 点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務を円滑かつ確実に遂行することのできる実施体制・人員が整っているか。 ・県との連絡窓口が明確であり、要請に応じて即時に対応できる体制が整っているか。 ・計画的で無理のないスケジュールとなっているか。 <p>⑥成果指標【配点 10 点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果指標の設定及び検証方法は適切か。 ・実現性のある指標設定となっているか。 <p>⑦見積金額【配点 5 点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算の範囲内で適正な見積額となっているか。
(3) 応募者への採否通知	令和 8 年 8 月上旬までに、提案者全員に通知する。

7. 契約手続等

(1) 委託料上限額	18,000千円（消費税及び地方消費税を含む） ※上記委託料には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、県との打合せに要する費用を含む。
(2) 契約方法	受託候補者と仕様書の内容、委託料限度額等について協議のうえ、委託契約を締結する。
(3) 委託料の支払	原則として精算払とする。 ただし、契約に基づき、契約額の3割以内を前金払することができる。
(4) 一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
(5) 契約保証金	契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則を適用する。
(6) 個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
(7) 契約書及び仕様書	別途作成・提示する。
(8) 契約情報の公表	契約に係る情報の公表に関する要領に基づき、不落の場合であっても入札参加者名（見積書提出者名）及び入札金額（見積金額）を公表することがある。